

島根県事業承継新事業活動等支援補助金

【令和3年度 第1回公募要領】

中小企業課

1. 事業承継新事業活動等支援補助金について

本補助金は、中小企業の事業承継を契機とした新たな取組にかかる経費の一部を補助することにより、円滑な事業承継を促進し、地域経済を支える県内中小企業の維持及び発展を目的としています。

2. 補助事業の対象事業者

補助事業の対象事業者は、以下の共通要件及び個別要件を満たすものとします。

【共通要件】

- ア みなし大企業（※1）でないこと。
- イ 島根県税の滞納がないこと。
- ウ 要綱別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項のいずれにも該当しないこと。
- エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う事業者でないこと。また、これらの営業の一部を受託する事業者でないこと。
- オ 日本標準産業分類大分類における農業、林業、漁業を行う事業者でないこと。
- カ 競輪・競馬等の競走場を行う事業者でないこと。
- キ 競輪・競馬等の競技団を行う事業者でないこと。
- ク 芸ぎ業（置屋、検番を除く。）を行う事業者でないこと。
- ケ 娯楽に付帯するサービス業のうち、場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業を行う事業者でないこと。
- コ 宗教、政治・経済・文化団体を行う事業者でないこと。
- サ 公序良俗に問題のある事業又は公的な資金の用途として社会通念上、不適切であると判断される事業でないこと。
- シ 事業が、国又は県の他の補助金等を活用する事業でないこと。
- ス 支援機関（※2）による支援体制が整っていること。

【個別要件】

項目	内容
新たな取組に関する要件	補助金の交付を受けようとする会計年度の4月1日時点で65歳未満の後継者又は後継予定者が中心となって、新商品若しくは新役務の開発、業務・施設等の改善又は販路開拓によって収益力の向上を図る取組
事業承継に関する要件	次のいずれかに該当するもの ①後継予定者が決まっており、補助金の交付を受けようとする会計年度の4月1日時点から5年以内に代表者の交代をする事業承継計画を有し、株の過半数を引き継ぐ計画としていること（個人事業主の承継も含む。） ②補助金の交付を受けようとする会計年度の4月1日時点で事業承継実施後2年以内であること

※1 みなし大企業

発行済株式の総数又は出資価格の総額の二分の一以上を同一の大企業（中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社及び投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合を除く。以下同じ。）が所有している中小企業者、発行済株式の総数又は出資価格の総額の三分の二以上を大企業が所有している中小企業者又は大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の二分の一以上を占めている中小企業者をいう。

※2 支援機関

最寄りの商工会議所・商工会、島根県中小企業団体中央会、公益財団法人しまね産業振興財団

3. 補助率、補助上限、補助対象経費

補助率	補助上限	補助対象経費
1/2 ただし、法承認等がある場合は2/3	1,000千円 ただし、法承認等がある場合は2,000千円	原材料費、産業財産権取得費、市場調査費、備品機械設備等購入費、施設改修費、撤去費、IT導入費、研修経費、外注費、広報費、展示会等経費、県外店舗等借入・機械器具リース費、雑役務費、幹部人材募集経費

4. 公募期間

令和3年3月18日（木）～令和3年4月28日（水）

5. 申請書提出先

申請事業者は、期日までに以下の商工団体へ提出してください。
商工団体は、期日までに以下の事務局へ送付してください。

申請者・提出者	申請先・提出先
申請事業者	以下のいずれかの商工団体へ提出 ・最寄りの商工会議所 ・最寄りの商工会 ・島根県中小企業団体中央会 ・公益財団法人しまね産業振興財団
商工団体	申請事業者の住所若しくは主たる事業所又は工場の所在地により、以下のとおり県の事務局へ送付 ・浜田市、益田市、大田市、江津市、邑智郡及び鹿足郡 ⇒西部県民センター商工観光部 ・浜田市、益田市、大田市、江津市、邑智郡及び鹿足郡 以外 ⇒島根県商工労働部中小企業課

6. 申請書類

申請書類等は以下の表に基づき、申請してください。

申請者全員提出書類	事業計画申請書（実施要領様式第1号）	
	事業実施計画書（実施要領様式第1号別紙）	
	事業収支予算書（実施要領様式第1号別紙）	
	補助対象経費の見積書等	
	申請直近2期の決算書	
	県税納税証明書（全項目に滞納がない旨の証明、写し可）	
個人の場合	住民票（申請時経営者のもの、個人番号の表示がないもの、写しでも可）	
	事業承継前	事業承継予定の場合は、事業承継推進員等の確認した事業承継計画書の写し
	事業承継後	事業承継を終えている場合は、先代の廃業届および後継者の開業届の写しなど、事業承継の事実が確認できるもの
法人の場合	履歴事項全部証明書（写しでも可）	
	事業承継前	事業承継予定の場合は、事業承継推進員等の確認した事業承継計画書の写し
	事業承継後	事業承継を終えている場合は、代表者変更登記済みの履歴事項全部証明書など、事業承継の事実が確認できるもの
優遇措置を受ける場合	経営革新計画の承認、経営力向上計画の認定、又は先端設備等導入計画の認定を受けた事業の申請書類と承認書等の写し	
※企業の概要がわかるもの（パンフレット等）がある場合は提出してください。		

7. 審査

審査は以下のとおり実施します。

- ・各事務局が審査委員会の日程を申請後に決定し、開催します。
- ・原則、後継者又は後継予定者に、事業計画についてのプレゼンテーションをしていただきます。
- ・プレゼンテーションを受け、審査員が審査し、対象事業者を決定します。
- ・審査基準は、実施要領第5条第2項に規定し、実施要領別表2に記載していますのでご確認ください。
- ・審査後、県から申請者及び支援機関へ審査結果を通知します。
- ・審査委員会は、令和3年5月を予定していますが、詳細は申請者及び支援機関に別途お知らせいたします。
- ・審査の結果に関する異議申し立ては、受け付けません。
 - ・採択となった場合、交付決定日以前に事業の着手が行われたもの（発注や契約など）は補助金の対象と認められません。

8. 公表

採択された事業については、事業主体名、事業名（テーマ）を公表させていただきます。

9. 法承認等（経営革新計画、経営力向上計画又は先端設備等導入計画）について

優遇措置を受ける場合、公募期間終了までに経営革新計画、経営力向上計画又は先端設備等導入計画を申請し、採択後の交付決定日までに法承認等を受けている必要があります。

10. その他

- ・補助対象期間は、令和4年2月28日（月）までとします。
- ・中小企業信用保険法施行令第1条第1項で指定されている業種は申請対象外です。
- ・補助金の詳細については、要綱、要領、手引きをご確認ください。島根県中小企業課ホームページ（以下URL）で公開しています。

<http://www.pref.shimane.lg.jp/industry/syoko/sangyo/chusho/syoukei.html>

11. お問い合わせ先

(1) 計画策定や申請に関すること

- ・申請書提出先（上記5）の商工団体にお問い合わせください。

(2) 県の担当窓口

【出雲・隠岐圏域】島根県商工労働部中小企業課（経営力強化支援室）

〒690-8501 松江市殿町1（県庁本庁舎2階）

電話：0852-22-5285 FAX：0852-22-5781

【石見圏域】西部県民センター商工観光部（商工振興課）

〒697-0041 浜田市片庭町254（浜田合同庁舎2階）

電話：0855-29-5649 FAX：0855-22-5306